

平成26年度 第2回 松山市子ども・子育て会議

地域子育て部会 会議録

1. 日時

平成26年7月30日（水）10:00～12:15

2. 場所

松山市青少年センター1階 大会議室

3. 当日の出席者等

(1) 出席委員（9名）

加納飛鳥、佐藤敦子、仙波亜紀、恒吉和徳、堀田真奈、宮本章教、山本良子、吉野内悦子、吉松靖文（五十音順、敬称略）

(2) 事務局

保育・幼稚園課、子育て支援課、子ども総合相談センター事務所、障がい福祉課、健康づくり推進課、学校教育課、教育支援センター事務所、市民参画まちづくり課、地域学習振興課

4. 傍聴の可否

可（傍聴者0名）

5. 会議次第

(1) 開会

(2) 委員紹介

(3) 議事「松山市子ども・子育て支援事業計画（素案）」について

①本日の審議事項について

②「めざす姿」について

③基本施策と取り組み・事業について

④地域子ども・子育て支援事業について

(4) 報告事項

①子ども・子育て支援新制度に関する国等の動向について

(5) その他

①連絡事項等

(6) 閉会

6. 配布資料

- ・部会次第
- ・配席図
- ・委員名簿
- ・資料 1 松山市子ども・子育て支援事業計画（案）について
- ・資料 2 松山市子ども・子育て支援事業計画（案）における「めざす姿」について
- ・資料 3 松山市子ども・子育て支援事業計画（案）の基本施策と取り組み・事業について
- ・資料 4 地域子ども・子育て支援事業について
- ・資料 5 子ども・子育て支援新制度に関する国等の動向について
- ・参考資料 1 各施策と対象時期のイメージ
- ・参考資料 2 松山市子ども・子育て支援事業計画（素案：部会検討版）
～平成 26 年度第 1 回 地域子育て部会 参考資料 2 より～
- ・参考資料 3 ニーズ調査に基づく量の見込みについて
～平成 26 年度第 1 回 子ども・子育て会議資料 資料 1 より～
- ・参考資料 4 放課後児童クラブ 量の見込み 補足資料

会議録

1. 開会

・事務局

それでは、ただ今から、平成 26 年度 第 2 回 松山市子ども・子育て会議 地域子育て部会を開会させていただきます。

本日の部会につきましては、委員総数 10 名のうち、9 名のご出席をいただいておりますので、松山市子ども・子育て会議条例第 8 条第 4 項の規定により準用する第 6 条第 2 項の規定により、本会議が成立していることを、ご報告させていただきます。

2. 委員紹介

・事務局

本来であれば、恒吉部会長へ進行をお願いするところですが、引き続き、次第 2 の委員紹介につきまして、事務局よりご紹介させていただきます。

この子ども・子育て会議設置以降、全体会では副会長を務めていただき、地域子育て部会に所属されていましたが、角田敏郎委員が平成 26 年 5 月 24 日をもって辞職され、後任として松山市放課後児童クラブ連絡協議会副会長であります、宮本 章教様が委員に就任されましたのでご報告いたします。お手元の委員名簿でもご確認ください。

3. 議事

・事務局

それでは、松山市子ども・子育て会議条例第 8 条第 4 項の規定により準用する第 6 条第 1 項の規定により、これより先は、恒吉部会長に進行をお願いいたします。

恒吉部会長、よろしく願いいたします。

・恒吉部会長

みなさまこんにちは。暑い中お集まりいただきありがとうございます。

今回は、事務局から素案をお示しいただき、今回から本格的に審議を行うということですが、本日は第 4 章の各事業の記載内容と第 5 章の地域子育て支援事業（通称 13 事業）の「量の見込み」と「確保方策」を議論することになります。本日の部会で決定するのではなく、次回の部会で決定するような形になりますので、まずはご認識ください。

①「松山市子ども・子育て支援事業計画（案）」について

・恒吉部会長

それでは、まず、本日の審議事項について、事務局より説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料 1 に基づき「本日の審議事項」について説明～

・恒吉部会長

事務局の説明は終わりました。先ほど事務局からも説明がありましたとおり、本日は「めざす姿」以外の部分については、次回の部会で審議することになります。教育・保育部会にてほぼ確定している部分もありますが、本日は各内容について、幅広くご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

本日の着地点について、ご認識いただき、これから本格的に審議に移ってもよろしいでしょうか。

(部会委員 了承)

②「めざす姿」について

・恒吉部会長

続いて、事業計画における「めざす姿」について、事務局より説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料2に基づき「めざす姿」について説明～

・恒吉部会長

ありがとうございました。事務局の説明は終わりました。

第1回目の部会でも、説明がありましたとおり、こちらの内容について、最終的には、全体会で審議することになりますので、本日示された事務局案や教育・保育部会での意見について、次回の全体会までの間に検討をお願いすることになりますが、本日何かご意見がありましたらお願いします。

・堀田委員

「子育てにやさしいまち」ということですが、「やさしいまち」というものは、比較的よく使われるフレーズで、少しぼんやりしている、というのが個人的な意見です。インフラや制度の整備なのか、人の意識なのか、いろいろ考え方はあると思うので、例えば「やさしいまちとひと」や、「ひととまち」など。人の意識というのも大事なので、そういうところもあればよいと感じました。

・恒吉部会長

ありがとうございます。

やはり社会全体で子育てをしていくということから考えると、「ひと」というキーワード、「まち」の中にも含むこともできるのかもしれませんが、敢えてここに「ひと」というワードを入れてもよいのではないかと、というご意見ですが。これに対して事務局で何かありますか。

・事務局

ここではいろいろなご意見を出していただければと思います。

・恒吉部会長

わかりました。それでは他に何かありますか。

・山本委員

「子育てにやさしいまち」というところですが、「やさしい」というニュアンスがはっきりと見えないところがありまして、私のイメージでは、「子育てしたくなるまち」というイメージがあります。ただ、それもはっきりとしてはしていませんが、「やさしいまち」がどういうイメージなのかを教えていただきたいと思います。

- ・恒吉部会長

「やさしい」のイメージをご説明いただきたいということです。

- ・事務局

確かに「やさしい」という言葉自体にいろいろと含んでいるということで、「子育てしやすい」という部分もあるとご認識ください。先ほどおっしゃったように、人についてもそうですし、環境、施設、あらゆる面で子育てしやすい、子育てに対してみんなが一生懸命取り組む部分もあるかと思えます。もちろん、地域や社会全体も、というような部分もあると思えます。それらを全て包括的に含める言葉としては、「やさしい」という少しぼんやりした言葉になってしまうところはあるかと思えます。

- ・山本委員

私自身の考えですが、若いお母さんは、子育てを“簡単に”や“楽に”というイメージを持っていますが、子育ては結構大変だし、苦勞するところもあります。「やさしい」というと、そういう“簡単に”や“楽に”という部分と繋げてしまうと思えます。実際に子育てをしていると、“やさしい”や“楽に”で、それほど苦勞しなくて子どもが育ってくれば良いと思えますが、なかなか子どもというのは、そううまくはいきません。子育ては大変だけど、みんなが協力して、他のまちより、楽しく子育てできるな、というイメージの言葉のほうが、他の地域からもインパクトがあったりするのではないかと思えます。これからは、厳しさも少しは大切と思えます。これから子どもを生んで育てようと思う人には、厳しいところもあるという部分も含めるといいのかもしれない。

- ・吉松委員

重要なのは、「子どもが健やかに成長する」というところに一番ウエイトがかかると思えます。「子育てにやさしい」とか「子育てしたくなる」ということはゴールではなく、ゴールは「子どもが健やかに成長する」ことです。だからこそ、目指す姿が実現できるのかどうか、できたかどうかの検証の方が重要と思えます。方向性としてはこの中に「子どもが健やかに成長する」という視点が入っている点について、私はよいと思っています。そのため、検証を必ずしていただきたい、ということをお願いしたいと思えます。

- ・佐藤副部会長

吉松委員と似た意見ですが、「成長し」という部分と「成長する」という部分にこだわって考えてみたときに、「健やかに成長し、子育てにやさしい」ということになるのと、子どもが健やかに成長することと、施策としての「子育てにやさしいまち」が分離したような感じがします。そのため、“健やかに成長することを目指す”ような子育てにやさしいまちという係り方を考えたときに、「すべての子どもが健やかに成長する、子育てにやさしいまち」と係った方が、目的がはっきりわかって、「子育てにやさしいまちって、どういうものなのだろう」といろいろな人がいろいろな考え方で考えていくというようなことがあって、よいと思いました。

・恒吉部会長

ありがとうございます。他になにかございませんか。

私は個人的に、「健やかに」の前に「心身ともに」という言葉はいらないのかな、と思いました。例えば、基本施策 4 などを見ますと「心身ともに」という表現が使われているので。「健やかに」とまとめたのでいいのか、それとも敢えて「心身ともに」を入れてもよいのかなという点がひとつ。行政計画ですので、「やさしいまち」ということであれば、「子どもたちが健やかに成長する」がいいのか、「成長できる」の方がいいのか、このあたり、どっちがよいというのではないですが、どちらが妥当なのかなと思いました。このあたり、また全体会のほうで議論していただければと思います。

めざす姿について他にご意見ございますでしょうか。

それでは、こちらにつきましては、次回の全体会までに事務局の方でご検討いただきたいと思っています。

③基本施策と取り組み・事業について

・恒吉部会長

続いて、事業計画における「基本施策と取り組み・事業」について、事務局より説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料 3 に基づき「基本施策と取り組み・事業」について説明～

・恒吉部会長

事務局の説明は終わりました。

この部分が、本日の検討していただく大きな内容のうちの 1 つとなっています。前回提示していただいた素案から、各委員の方や教育・保育部会のご意見を反映して、文言の修正、分かりやすく見やすい表となるように対象年齢を追加したり、再掲方法を改めているなど、少し変化がみられる部分です。本日で決定するのではなく、次回の部会で決定するという前提でご意見をいただければと思います。

なお、範囲が広いですので、9 つに分かれている基本方針ごとに分けてご意見をいただけたらと思います。

a：基本方針 2 “地域における子育ての支援” 部分

・恒吉部会長

まずは、基本方針 2 の“地域における子育ての支援” 部分、8 頁から 15 頁について 何か、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

・吉野内委員

9 頁の「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）」の説明で、「生後 4 か月まで」となっていますが、事業の説明を見ましたら、「4 か月まで」と「4 か月未満」という表記がありました。どちらでもよいのか、それともやっぱりどちらかに決めた方がよいのか、そこをお伺いしたいと思います。

・事務局

健康づくり推進課です。事業概要としてお示ししているは「4か月未満」という表現ですので、正確に統一していただけるのであれば、「生後4か月未満」で結構かと思います。よろしくお願いいたします。

・吉松委員

もう少し詳しく説明していただきたいと思います。「まで」と「未満」で、どう違うのか。なぜ「未満」なのか、逆に言うと、4か月以降については何か別のサービスがあるのでしょうか。なぜ「未満」なのか、という部分が聞いていて分からなかったので説明をお願いします。

・事務局

「乳児家庭全戸訪問事業」ですが、国の児童福祉法で定められているのが「4か月まで」ということになっています。ただ、基本的には4か月になった瞬間に、もうカウントができない形になっていますので、正式には「4か月未満」となっております。4か月になった瞬間、いくら訪問しても、乳児家庭全戸訪問事業ではカウントはしていません。以上のことから、国の表現に合わせて「4か月まで」を使っていたのですが、「未満」で結構です。

・恒吉部会長

ほかに基本方針2のところでは何かご意見ございませんか。

・堀田委員

子育て短期支援事業ですが、方針のところの3行目に「緊急一時的に保護が必要になった母子の養育・保護を行います」ということで、DVなどの部分だと思いますが、これは「母子」だけですか。「父子」は対象とならないのでしょうか。

・事務局

緊急一時保護は今のところ「母」だけになっています。

・恒吉部会長

母だけに限定しているというのは何か根拠があるのでしょうか。

・事務局

今、DV被害などを受けるのは母親が多いということで、母のみが対象になっていると思われ
ます。

・恒吉部会長

この辺りをどう取り扱うか、ということだと思います。現状としては、逆パターンもないわけ
ではないと思いますし、今後のことを考えた場合に、ここを従来どおり母子に限定してよいのか、
あるいは今回の計画をきっかけに父子も対象にするのか。この辺りですが、皆様方、どう思いま
すでしょうか。

・堀田委員

全ての子どものことであれば、限定するのはいかがかと思います。個人の意見ですが、父子で

も急に経済的に、ということもありますので。

- ・事務局

補足します。子どもについては、どなたの子どもでもお預かりできます。ここでいう緊急一時保護の「母」は母親自身です。母親自身を施設でお預かりするということで、「母」に限定されていますが、子どもの保護に関しましては、親の状況に関わらずお預かりできます。

- ・恒吉部会長

何かこの件についてご質問、ご意見等ございますか。これから先のことを考えますと、「父親」、「母親」という限定する時代ではないのかな、という気はします。この辺りは、また事務局の方でもご検討いただければと思います。

他に基本方針 2 のところがございますか。

b : 基本方針 3 “妊娠・出産期からの切れ目のない支援” 部分

- ・恒吉部会長

それでは続きまして基本方針 3 の“妊娠・出産期からの切れ目のない支援” 部分、16 頁から 20 頁になりますが、ここに記載している内容の中で、みなさまからご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

- ・吉松委員

19 頁の「思春期健康教育」のところですが、「思春期の学童・生徒の身体や心の変化や性感染症等について伝えるとともに、妊婦体験や子育て体験を行う機会を提供します。また、思春期にかかわる教職員や保護者に対して講演会等を開催します。」と書かれていますが、単に情報提供でよいのか、ということです。実際に行動に対する予防改善をしないといけないと考えます。これは、もっと前のところに出ていた「意識の涵養」という文言が 3 頁のところにはありましたが、意識だけでは実際の行動は変わりません。行動を変えていかないことには、性的な逸脱等の問題は改善しない。この点についてもっと踏み込んだ表現が必要だと思います。

- ・事務局

健康づくり推進課です。「思春期健康教育」については、講演会や資料を配るということだけではなく、なるべく体験学習的なことも入れて、実際に「命の大切さ」や、「子育てのこと」に触れながら学習できる機会を多く設けるようにということで、行動の変化につながることを意識した講演の内容、教育の内容に心がけていますが、具体的に吉松委員の方で、何か表層的なことでのご意見があれば聞かせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

- ・吉松委員

今の時点ですぐという提案はありませんが、例えば思春期の性的な問題というのは、そういう問題行動を示している子どもたちが自分自身を大切にできない、この問題がすごく大きいのと、やっぱり親子関係の問題がベースにあって、特に女の子が性的な逸脱に走っていった背景があるようなことも報道でも出ていますので、そこら辺について、単に「命を大切に」というようなことよりは、もうちょっと幅広く、あまり幅広くすると今度は何をしているか分からなくなるので気をつけないといけないですが、実際にどのように具体的な行動を取るのがよいのか、ということ、これは性的な問題に限りませんが、意識ばかり教育していても意味がないです。実際の行

動を形成しないといけないので。例えば、そういう性的な問題から自分を守るにはどのような行動を取ったらよいのかとかですね。これは性的問題だけで捉えてはいけませんが、ここにある「妊婦体験や子育て体験」、もっとそれ以前のところです。今の時代、同性と付き合ってもいいですが、性的なパートナーとしてお付き合いするというのがどういうことなのか、そういったことの具体的な情報提供とか、性的逸脱に走った場合の危険性には何があるか、この点について踏み込んだ表現が必要だと思います。

- ・事務局

ここでの表現については、対象年齢も幅広く、小学生から高校生までの教室を行っているという中で、内容も幅広く書かせていただいています。学校との話し合いによって、必要があればそのような踏み込んだ内容、デート DV のことなども含め教育する場面もあったりしますので、そのようにご理解いただければありがたいと思います。

- ・佐藤副部長

同じく、【3-3】の欄ですが、“思春期保健対策の充実”と打ち出していますが、事業としては1つしか記載していないため、「きちんと対策を取っていないのではないか」というように捉えて、誤解が生じてしまうのではないかと心配します。

それと、「思春期保健対策の充実」の説明のところに「心の問題に係る教育及び相談事業の充実」という言葉が入っていますが、「思春期保健教育事業」の概要の説明の中には、相談に関するものが無いように思います。予防ということと、実際に困ったときに相談ができるような事業が何かあるのであれば、ここへ1つ入るのではないかと思います。

それと併せて、デート DV の話が出ましたが、県の事業等で、推進しているものに係って、協力して進めているという話を聞きますが、この市の計画を立てた中で、県との関連をどのように考え、県が行っている事業は県で掲載して、市が行っていることだけを市の計画として出すというようなスタンスなのでしょうか。県との関係をどのように考えているのかを教えてくださいたいと思います。

- ・事務局

こちらの表現・内容については、主に松山市保健所の健康づくり推進課、保健予防課で行っている内容のみを現在記載していますので、教育の現場でも思春期教育に取り組んでいただいていますし、県との関連で進めている内容等についても、再度調査いたしまして、こちらに記載できるかどうか検討してまいりたいと思います。

- ・恒吉部長

内容が「性」のところ固執しているというか、もう少し思春期全体の問題についての内容が書かれてもよいと思います。

- ・吉松委員

「喫煙やアルコール」と書かれていますが、事業概要の中にはそういう薬物の問題が書かれていません。思春期、未成年であっても、喫煙やアルコールだけではなく、薬物の問題をどうするのか、ということもこの中には含める必要があるように思います。

- ・恒吉部長

素案では、「喫煙や薬物」と書いてあったのが、敢えて今回「薬物」が消されて、「アルコール」に訂正されている、ここの根拠があれば示していただきたいと思います。

・事務局

健康づくり推進課で現在、「松山市健康増進計画」というものを策定・実施しています。その中では、「健診」、「栄養」、「歯」、「こころ」、「身体活動・運動」、それから「たばこ」、「アルコール」と、この7つの分野で各ライフステージに合わせた行動目標を掲げています。

まず1つは、この中に先ほどの「たばこ、アルコール」という分野があるということ。

それと現在、松山市医事薬事課で薬物に関する相談窓口を設置しています。パンフレットにあるのですが、その普及啓発等の実施主体は、愛媛県の薬務衛生課と愛媛県の心とからだの健康センターになっていまして、そちらと松山市医事薬事課が連携して現在実施しております。

健康づくり推進課では、先ほど申しました「健康増進計画」に基づいた「たばこ、アルコール」のみを書かせていただいたということでございます。

・吉松委員

松山市はきちんと薬物についても対策・対応していますという意味も含めて、県と連携している部分を書かれてはいかがでしょうか。

・事務局

言葉が足りませんでした。思春期教育の中で、健康づくり推進課、保健予防課と書いておりまして、その下に医事薬事課として、薬物のことについて書かせていただきます。

・吉松委員

実施していることは、書いていただきたいと思います。

・堀田委員

少し逸れているかもしれませんが、「切れ目のない支援」というところで、「不妊治療」は県の事業でしたか。松山市ではされていないのかもしれませんが、先ほど佐藤委員さんが「県の事業のことに触れないのですか」ということでしたので、そういう事業は示さないのか少し気になったのでお尋ねしたいと思います。

・事務局

健康づくり推進課です。不妊対策についても、松山市保健所の方で取り組んでいます。助成制度なども松山市単独でしていますので、その辺りも「切れ目のない支援」ということで追加を検討したいと思います。

・恒吉部会長

他にございませんでしょうか。

c：基本方針4“子どもの心身の健やかな成長に資する子育て環境の整備”部分

・恒吉部会長

続きまして基本方針4に移りたいと思います。“子どもの心身の健やかな成長に資する子育て環境の整備”ということで、21頁から26頁です。ここについて、何かご意見等ございませんか。

- ・佐藤副部長

「次代の親の育成」というところに、「教育」部分も1つ入っていますが、高校生や中学生が赤ちゃんの体験を行うというような授業もあると思います。以前、「県の強化事業」とお伺いしましたが、もし関連があるのであれば、「次代の親の育成」という視点では、子どもを教育して、「次に自分が親になるとしたら」という次代の教育についても、とても大きい気がします。もし、県との関係で考えていけるようであれば、検討いただけたらと思います。

- ・事務局

要望として伺っておきます。検討いたします。

- ・吉松委員

【4-2】子供の生きる力の育成に向けた子育て環境等の整備」、この部分が凄く教育に関わるところで、「子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう」ということです。日本は、障がい者の権利に関する条約を批准して、平成28年からは完全に実施できる体制を作ることと、障害者差別解消法、これも成立して平成28年4月から施行になります。

今、教育界では、インクルーシブ教育、インクルージョンを促進するというところで、障がいも含めた、様々な個性がお互いに活かしあえる社会をどう作っていくか、その中に生きる力も入っています。この部分の、今のキーワードである、「インクルーシブ教育」というものを推進することによって、個性豊かに生きる力を伸ばす、この点を入れていただきたい。その上で、教職員研修などについて、教職員の資質向上は重要ですが、どのような資質を向上するのでしょうか。全ての事業に亘ってそうですが、結局どういう成果が出ているかということを最終的に評価する必要があります。教職員の資質向上の中身、どんな資質を伸ばすのか、この点を「教職員研修事業」の中に文言として入れていただきたいと思います。

- ・事務局

学校教育課です。「インクルーシブ教育」ということでしたが、障がいによらず、誰もが地域の学校で学ぶ教育ということだと思いますが、担当の指導主事や研修の指導主事もいますので、その辺り、委員のご指摘のとおりに盛り込めるかどうか、あわせて検討したいと思います。

- ・佐藤副部長

小・中学校に「特色ある学校づくり推進事業」というのがあり、まさにここにある「個性豊かに生きる力を伸ばすことができる環境づくり」に、市がとても力を貸していただいていると思います。その事業をぜひここへ掲げていただけたらと思います。

- ・事務局

先ほどの、「特色ある学校づくり」の事業の一つが「学習アシスタント活用支援事業」。「小規模校等学校間交流等支援事業」もその一つです。もう一つ、「ニュー・ドリーム・プラン」というのがありまして、補助金を出している事業。この3つが三本立てになっています。すでに2つはこの項目に掲載しており、「ニュー・ドリーム・プラン」が漏れていますので、こちらを追加するよう検討いたします。

- ・堀田委員

子育て支援総合コーディネート事業ですが、再掲ということで、【2-1】で少しお伺いできなかったのですが、この事業概要を読んでも、結局どのようなことをしているのか分かりにくいです。「職員の調整能力等を更に高めます」とありますが、研修をしているのか、コーディネーターを育成しているのか、よくわからなかったので、ここのご説明を伺いたいと思います。

・事務局

子ども総合相談センター事務所です。先ほど委員がおっしゃいましたように、職員の調整能力を高めるために、研修等を関係機関等と開きまして、スキルを上げている事業の一つになります。

・堀田委員

これは正職員、それとも嘱託職員を対象にしているのですか。

・事務局

子ども総合相談センター事務所に正職員、非常勤職員の相談員がいますが、専門職の者やそれ以外の者などさまざまです。保健師、保育士等、専門の相談を行っている者が、関係機関の先生や保育所の保育士、幼稚園の先生方も一緒にスキルを向上させる研修を行っています。

・堀田委員

どなたが研修を行っているのか、というのが分かれば理解できるので、その部分があればよいと思いました。

・山本委員

「すべての子どもが個性豊かに生きる力を伸ばす」というところで、“不登校で学校に行っていない子どもや、障がいのある子どもも、個性を伸ばせる機会がある”というような支援のことは掲載していますか。

・事務局

子ども総合相談センター事務所です。先ほどご質問のございましたところの下に、「子ども総合相談」という事業名があります。資料では10頁になりますが、そこにおいて、教育支援センター事務所、そして子ども総合相談センター事務所の両部門の相談窓口を一元化して、この中で、不登校の子ども、それから虐待を受けている子ども等のご相談を受けて、初期対応として動き、関係機関、こちらは教育・福祉も含め、一緒に連携しながら、問題を解決できるように支援しているのがこの「子ども総合相談」のところに当たるかと思います。

・吉松委員

今の山本委員の意見に関連しますが、「子ども総合相談」は、問題が起きた後の対応になるのではないのでしょうか。そういう問題を予防するために教育が何をするのか。今は予防教育が重要と言われてきています。問題が起きてからでは遅いですし、今、問題がたくさん出てきていますので、問題に対応する窓口ばかりが増えている状況です。そういう点では、【4-2】の中に不登校対策であったり特別支援の充実だったりということ、何らかの形で文言に盛り込んで、今、子どもたちの中で起きている学習の問題や行動の問題を予防するという観点を、まず2行目の「子どもが個性豊かに」のこの部分に明確に謳う必要があるのではないのでしょうか。それに基づいて、事業名の中に、現状での特別支援なども含めた、「予防」と「個性豊かに生きる力を伸ばす」と

いう部分でどのような事業があるのか、もう一回学校教育課で確認していただければと思います。

それが結局、教職員の研修にも繋がってくると思いますが、それ以外の部分も関わってくるのではないのでしょうか。おそらく、教育委員会の特別支援教育指導員のことなど。

特に知的障害や肢体不自由というようなものとは異なり、今、通常の学級にいる発達障害と言われる子どもたちを、通常の学級の中で、いかに教育していくか、問題を予防しその子たちが持っている特性を活かして、学習や行動で成果を上げさせるということが課題です。不登校や学力低下を起こしてからでは遅いです。いじめが発生してからでは遅いです。特性を活かして、予防するという観点で、もう一回この事業の中身の検討をお願いします。

- ・ 恒吉部会長

基本方針 8 のところも、今ご指摘があった内容と関連すると思います。「【8-1】児童虐待防止対策の充実」の最初のところ、「要保護児童対策事業」として、虐待・不登校や問題行動等の要保護児童に対して「家庭的支援、予防的支援に努めます」とあります。これが「専門的な知識および技術を要する支援の推進」という項目の所にありますが、今、吉松委員からご指摘のあった「予防的視点」が非常に重要になるというところで、学校教育との関連、連携というものも、かなり必要ですので、基本方針 4 のところにそういった内容のものの追記が必要ではないかと思います。

- ・ 事務局

学校教育課です。市教育委員会内部でもまた事業の精査をいたしまして、掲載するよう検討したいと思います。

- ・ 山本委員

今、みなさんが言われたことと同じになりますが、学校に行っていない子のネットワークができるくらい、今は増えてきている状況です。子ども総合相談センターや“わかあゆ学級”もありますが、実際にそこまで行っている子どもの方が僅かで、そこまで行けない子どもが多いと思います。それでも健全に育つ子どももいますが、データの引きこもりやニートになる確率が高いと言われていまして、なんとかそういう子どもたちの支援のためにも予防策をぜひ考えていただきたいと思います。

- ・ 吉松委員

今の不登校と関連ですが、学校に行っていない子どもたちの教育の保障がされていないという問題が大きいです。学校に行くことが目標ではなく、あくまでも手段であって、重要なのは学ぶ機会を保障することです。私たちは、子どもたちに教育を受けさせる義務がありますので、学校に行けない状況にあっても、教育を提供することを保障すると、これを何らかのかたちでこの中に謳う必要があるかと思います。

- ・ 恒吉部会長

この点も含めて次回までにご検討いただければと思います。

d：基本方針 5 “子育てを支援する生活環境の整備” 部分

- ・ 恒吉部会長

それでは、続きまして基本方針 5 に移ります。「子育てを支援する生活環境の整備」という部

分です。27 頁から 32 頁まで、この部分について何かご意見等ありましたらお願いします。

- ・吉松委員

ここに書かれている内容が、子育てにどのくらい関係があるのでしょうか、という文言が多く含まれているように思います。これは、あくまでも子ども・子育ての会議ですから、子どもの発達や子育てにどう関連するかについての記述を、全ての事業・概要等に明記していただきたいと思います。逆に言うと、それが触れられないのであれば、子ども・子育て支援事業の中に入っているのか分からなくなります。

- ・事務局

内容の表現の仕方については検討させていただきます。

- ・加納委員

私はまだ親になって 2、3 年程度ですが、各事業を見ていて、もやもやしていたのが、親としてどういう姿であるべきなのか、ということが大事なのではないかと思えます。事業を見ていたら、確かに子どもが健全に育っていくような感じがしたり、これが活用できれば子どもが育っていくだろうな、という希望は持てる気がします。親として、どういうスタンスで、例えば市と親がどのように連携できるのか、学校と親との関係であったりとか、そういった部分に触れていないのではないかと気になっています。

- ・恒吉部会長

今のご意見、「親」という立場が置き去りにされているのではないかというご意見ですが。これのご意見は、全体についてでしょうか。それとも、基本方針 5 についてですか。

- ・加納委員

戻ってしましましたが、基本方針 4 の「家庭や地域の教育力」と書かれている部分です。

- ・恒吉部会長

では、少し戻って、【4-3】のところで「家庭や地域の教育力の向上」ということで、「親」というものに対する視点が少しないのではないかとのご意見ですが、これに対して何かございますか。加納委員から具体的にこういうことを加筆していただきたいとか、何かありますか。

- ・加納委員

例えば PTA 活動のところで、「親学推進事業」とあって、今日の会議の冒頭でも子どもを育てることが、“楽に”や“楽しい”というイメージがついている、というところがありました。先ほどの思春期の問題や、楽観視できない部分、親として責任を持って育てないといけない部分が非常にあると思います。親の目線で考えられる人づくりというのが非常に大事だと思っています。そういった問題意識を持てるような教育力が大事ではないでしょうか。具体的に、そういう活動をされていたりとか、そういう講座をされているのかな、実はごく一部の人が興味を持っていないのではないかと疑問があったので、意見してみました。

- ・恒吉部会長

ただいまのご意見、親の教育というのは大事な視点だと思います。これに関して何かございま

すか。

・吉松委員

PTA 活動推進事業で、「親学推進」とありますが、親学というのはある特定の考え方ですので、これを市として、これで親の在り方に関する教育的な支援を行うのでしょうか。この点、特に私の分野の発達障害であれば少し問題があったところがあります。もっと広くペアレント・トレーニングとか、親が親らしく子育てできるためのサポート事業を、市として行うところを謳っていただきたいと思います。

夏休み親子消費者教室というのも、手すきはがきを作るといことが、今の時代に本当に消費者教育になるのでしょうか。もっと踏み込んだ、特に中学校が入っていますから、中学生にはクレジットカードやネットを使うことに対する危険性をどう教えていくか、そういう問題に遭遇した時に、親としてどう子どもに接したらいいか、そういう点をもっと具体的に謳った事業概要の記述がここには必要だと思います。

・事務局

教育支援センターでございます。まず PTA については、各単位 PTA において、親同士のふれあい、それと親子のふれあいというのを中心とした事業、あるいは親を中心とした講演会、学習会を開いていますので、親の視点というところで表記について検討していきたいと思います。

・恒吉部会長

検討よろしくお願ひします。

では、先ほどの基本方針 5 に戻りまして、基本方針 5 で何かございますか。生活環境の整備ということで。よろしいでしょうか。

e : 基本方針 6 “職業生活と家庭生活との両立 (ワーク・ライフ・バランス) の推進” 部分

・恒吉部会長

それでは基本方針 6 の“職業生活と家庭生活との両立 (ワーク・ライフ・バランス) の推進”ということで 33 頁から 36 頁に記載されていますが、こちらのほうで何かご意見等ございませんでしょうか。

・吉松委員

「企業への広報活動」と書かれていますが、広報活動だけではなく、実際に子育てしやすい企業を評価したり、そういったものも必要だと思います。まだまだ結婚・妊娠で仕事を辞めざるを得ない女性が、非常に多いという現状を考えると。実際、広報というのが一番評価が分かりにくいところです。広報しました、というだけでは、本当に意味があったのかが分かりにくい。実際に必要なのは、結婚・妊娠・出産しても働き続けられる企業を増やさないといけないということですから、この点について具体的に触れられていないように思います。

・恒吉部会長

今のご意見に関連して、私もこの「職業生活と家庭生活の両立」という点では、今回の計画にあたってのニーズ調査でも、育児休業の取得率というのを聞かれていて、そのアンケート結果から男性の育児休業取得率がかなり低い、1. 何パーセントか、それくらいだったと思います。基本方針 6 のところで、例えば育児休業の取得率を上げるため、企業に育児休業制度のあ

り方について啓発パンフレットを配るとか、もうちょっと具体的な表現を明記したほうがよいと思ったところでもあります。

・事務局

ご意見を踏まえまして、そのような方向で検討させていただきます。

・堀田委員

「育児休業中の育児支援」の部分ですが、子育て支援課が今年度から開始ということで、対象が育児休業取得者となっていますが、この「体制を整えます」というのは具体的にどういことをされるのか教えていただけたらと思います。

・事務局

育児休業中の人が集えるような場づくりをするために、児童館など、ひろばのスタッフ向けに、今年度中に支援者セミナーというものを開催する予定にしております。ただ、時期や内容の詳細については、現在検討している段階で未定となっています。

・堀田委員

もう一点、「【6-1】多様な働き方の実現」の、「多様な働き方」というのが分かりにくいと思います。先ほど、吉松委員もおっしゃっていましたが、周知というか、分からない人には、ぼんやりした部分だと思いますので、長時間労働や、結局それがどのように子ども・子育てへ繋がっているのかということ、もう少し強調していただきたいと思います。

・事務局

ご要望として伺って、検討いたします。

f：基本方針7“子どもの安全の確保”部分

・恒吉部会長

続きまして基本方針7の“子どもの安全の確保”、37頁から39頁のところですが、ここについて、何かご意見がありますでしょうか。

・吉松委員

子どもの「交通ルール遵守の啓発」ということが書かれていますが、実際、市内の小学校・中学校の通学の状況をみると、単に子どもたちのルールの遵守を啓発しても、安全に通学できない通学路が非常にたくさん存在しています。毎年事故が起きている通学路があるという現状に対して、通学のあり方自体を変える必要があるのではないかと思います。徒歩や自転車で危険な通学路については、バスを出すとか、そういったことが必要になっていくのではないのでしょうか。ここは都市整備と関係するところでもあると思います。子どもの安全の確保を本人たちに求めているだけでは、実際には安全は確保できないのではないのでしょうか。彼らには、社会的責任を取る責任能力は、法的に課されていないわけですから、ここは、市としてどうするかということ、明記していただきたいと思います。

・事務局

関係各課にも聞きまして、対応したいと思います。

- ・山本委員

学校の通学路の話ですが、昨年、200名近くの方が参加していたタウンミーティングに自分も参加させていただいていたのですが、その中の半数以上の方が、通学路の話でした。どうも、何十年も昔からの問題のようで、確かに家の立ち退きなどの問題もありますが、危ないと思うところが多いです。松山市としても、タウンミーティングの後に、道路に線を引いたりして、いろいろと対策をしているようですが、現実問題、立ち退きということに関しては、進んでいないという状況のようです。地域のご高齢の方は、みなさん本当に心配されているということもしみじみと感じました。心配している地域の方々のことを考えると、子どもたちの安全な通学路のことを今後も考えていただきたいと思います。

- ・恒吉部会長

今の件につきましても関係部署と協議していただければと思いますのでよろしくお願ひします。

- ・佐藤副部会長

基本方針7が、子どもの安全ということで、【7-1】が交通安全、【7-2】が犯罪等から守ることになっていますが、今、学校での大きな心配は防災です。大規模な地震や災害があった時のことを心配しています。それについては、教育・保育部会で危機管理マニュアル等についての検討のようなことが項目としてありましたが、その部分については、教育・保育部会で扱われるのか、どのようにお考えかお聞かせください。

- ・事務局

防災マニュアルについては教育・保育部会で検討されることとなりますけど、全体の防災意識の向上であったり、大災害に対する防災については、小さいところでは各学校独自で実施しているところがあるというところまでは確認できております。こちらの計画に載せるかどうかは次回までに検討させていただきます。

- ・山本委員

防災というか、大雨とかの問題ですが、松山市は、大雨警報の場合、学校への対応はどうなるのでしょうか。

- ・佐藤副部会長

学校によって異なります。地域の特性によって、それぞれの学校で、警報が出た時に臨時休校とするかどうかを決めています。

- ・山本委員

昨年と3年前と2回、凄く雨が降りました。3年前の時、子ども会の役員をしていましたが、朝に警報が出て学校が休みにならない状態で、学校の途中まで行って、急きょ校長先生の判断で、帰るといことになり、みんな帰りました。校長先生がしっかり判断されて良かったですが、曖昧な部分もあり、ゲリラ豪雨など増えてくる時代になり、果たして今の状態でよいのかなと思いました。他県ですと、大雨警報が出ると休みになる場所もあるそうなので、その辺りを不安にいつも思っています。市の方で明確にいただけたらいつも思っているのを、

触れさせていただきました。

- ・恒吉部会長

その点についても、防災に関する視点として、事務局には次回までに検討いただければと思います。

時間が押していますが、基本方針 7 の部分はよろしいでしょうか。

g：基本方針 8 “専門的な知識及び技術を要する支援の推進” 部分

- ・恒吉部会長

基本方針 8 に移ります。“専門的な知識及び技術を要する支援の推進” ということで、40 頁から 44 頁までの部分です。

- ・堀田委員

「松山市テレワーク業務創出・育成事業」について、【6-2】の「ワーク・ライフ・バランス」のところにもありましたが、社員が在宅勤務という形の働き方をするのであれば、有効な事業だと思います。しかし、在宅ワーカーとして仕事を請け負うという形だと、実は非常に仕事不安定で、ひとり親にはとてもリスクが高い働き方になります。ある一定のスキルがないと非常に厳しく、単に在宅ワーカーを作っただけでは、経済的には不安定なので、ここに載せてよいものなのか疑問に思いました。

在宅ワーカーで安定収入に繋げるところまで、きっちり行っているなら問題ないですが、ただ作るだけでは、ひとり親には厳しい状況になるので、そこもお聞きしたいと思いました。

- ・事務局

前回の“ゆめプラン”からの継承で掲載している部分で、現状を確認して検討したいと思えます。

- ・吉松委員

「母子家庭」は「ひとり親家庭」に表記を変えますということでしたが、事業名には「母子家庭」とついているものが多いです。この事業名の名称は変更・統一しないのでしょうか。

- ・事務局

現在の市の事業名をそのまま書いていますが、事業内容には父子家庭なども加わってきていることから、事業名の表記も検討したいと思います。

- ・山本委員

「専門的な知識及び技術を要する支援の推進」ということですが、PTA や公民館や地域の方が子どもたちに関わっていることに対して、専門的な知識を持つという点を推進してほしいと思います。中間的な支援として、地域の子どもたちの実情を知っていただきながら関わっていただくと、よい方向に行くと思います。昔の知識はあるが今の知識はあまりない、というようなどころがあります。加えてスキルは大事だと思います。中間支援をするためには、簡単そうで、いろいろな人が関わる中では難しいところもあると思うので、スキルの支援があると、より一層地域の子どもたちが元気に育っていくのではないかと考えています。

・事務局

また全体で情報を共有して、そういった内容が事業に盛り込めるのか、事業に盛り込めなくても、そういうことがやっていけるのか検討したいと思います。

・吉松委員

「【8-3】障がい児施策の充実」ですが、障がい福祉課の事業ばかりが載っています。母子保健関係では、これについて何を行うのでしょうか。自閉症スペクトラムは、1歳台での発見が可能になっていますし、介入のピークは、子どもの生活年齢でだんだん低くなってきています。今では、だいたい2歳くらいがピークになってきています。これからは、もっと前にピークが移ってくる可能性があります。

国の法律も、障がい児については、児童福祉法の中に法的に位置づけられました。児童福祉の観点において、障がい福祉課以外での施策は何かないのでしょうか。学校教育課では、特別支援教育事業が入っています。それ以外のところでは、例えば松山市は“保育所の待機児童ゼロ”と言っていますが、実際は保育所で保育を受けたらよいと思われる障がいがある児童の受け入れができていない実態があります。希望しても、職員の加配などの措置がないために入れられないなども含めて。専門的な障がい児のための施設以外での子どもたちに対して、どのような福祉サービスを提供するのか、この点はぜひ松山市として責任を持って検討していただきたいと思っています。

・事務局

障がい児の保育所入所について、保育・幼稚園課でも相談体制、研修を重ねて多くの方を受け入れるような方向で考えています。この部会の方の計画にどう入れるか、整理できていませんが、教育・保育部会との兼ね合いも含めて検討させていただきます。

・山本委員

この中に“ノーマライゼーション”という言葉がどこにも出てこないと思いました。障がいのある子どもも含めてキャンプに行った際、障がいのある子と一緒にいることで、コミュニケーションを取ると楽しかったり、協力しながら人間関係や生活を学んでいくのだと感じました。学校でも現実問題として発達障害があると、いじめに合うケースもありますし、小さい時からそのような環境にいることで、自然と身についていくのではないかと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

・吉松委員

最近“ノーマライゼーション”という考え方からもう一歩進んで、“インクルージョン”という考え方になっています。ノーマライズするということではなく、その人その人の特性を持ったままで社会に参加し、社会で活躍し、社会に貢献するという“インクルージョン”を推進するインクルーシブ教育となっています。

障がい児施策という、障がいがある子どもたちに対して何かをしましょうという考え方ではなくなってきました。障がいがあるであろうがなかろうが、すべての子どもたちが自分の特性を活かして学習や行動して、学校、地域の中で活躍し、地域の中で貢献する、それを保障していく、これがインクルージョンです。ですから、将来活躍できる人材を教育しなければならないと考えます。障がいがあることに対する一時的なサービスの部分だけしか書かれていないことが大きな問題だと思います。

・恒吉部会長

教育・保育部会とも関連のある領域かもしれませんが、インクルージョンとなってくると、教育の世界との関連がかなり強くなると思いますので。そちらもあわせて事務局で検討いただければと思います。

h：基本方針9“経済的な支援の推進”部分

・恒吉部会長

基本方針9のほうで、何かございませんでしょうか。

(各委員からの意見なし)

・恒吉部会長

よろしいでしょうか。

たくさんのご意見をいただきました。ありがとうございました。既に、ご承知のとおり、部会の決定が、子ども・子育て会議の全体の決定となります。第4章における「基本施策と取り組み・事業について」本日も様々な意見が出たと思いますが、今回の意見も踏まえて次回の部会に向け、事務局は、改めて内容の検討をお願いいたします。また、教育・保育部会でも、この部分について、ご報告いただければと思います。

④地域子ども・子育て支援事業について

・恒吉部会長

続いて、当部会で審議する「地域子ども・子育て支援事業」について、事務局より説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料4に基づき「地域子ども・子育て支援事業」について説明～

・恒吉部会長

事務局の説明は終わりました。

地域子ども・子育て支援事業については、各提供区域を設定し、それに応じて「量の見込み」と「確保内容」を決めていくこととなります。この中で、大きく3点のことについてご審議いただきます。

まず1点目、これは本日決定ということになりますが、地域子ども・子育て支援事業の提供区域について、事務局案としては、市内を一つの区域として実施したらいいのではないかとありますが、この点について何かご質問、ご意見等ございますか。

(各委員からの意見なし)

・恒吉部会長

それでは、「地域子ども・子育て支援事業の提供区域」については、市内を一つの区域にするという事務局（案）を承認することでよろしいでしょうか。

(各委員了承)

・恒吉部会長

それでは、「量の見込み」と「確保内容」については、何かご意見等ございますか。

・吉松委員

十分に聞き取れていなかったかもしれませんが、1番の「地域子育て支援拠点事業」のニーズ調査と現在の利用実態に乖離があるとご説明がありましたが、この乖離の背景を、事務局ではどのように分析されているのでしょうか。

・事務局

地域子育て支援拠点事業に限ったものではありませんが、こういうニーズ調査を行った場合、「こういうサービスがある、ご利用になりますか」と問われた場合、便利だなと思うと「使ってみたい、利用してみたい」とお答えになることが多いという傾向がどうしても出てきます。

そのため、ニーズ調査の結果だけを基に、いろいろな施設整備をしてしまうと、どちらかというと過大になる傾向が出てくるかと思えます。もちろん「利用したい」という方が多いというのは事実だと思いますが、数字だけで判断するということはせずに、傾向を踏まえて判断させていただいたということです。

・恒吉部会長

よろしいでしょうか。

「量の見込み」と「確保内容」については次回になりますので、またじっくりご覧いただいて、ご意見等あれば、次回出していただければと思います。

今日、いろいろご意見をいただきましたので、事務局は、改めて内容の検討をお願いいたします。また、教育・保育部会でも、先ほどと同様にご報告いただければと思います。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。これまでの議題を通して、改めて質問等はありませんか。

(各委員意見なし)

4. 報告事項

①子ども・子育て支援新制度に関する国等の動向について

・恒吉部会長

続いて「報告事項」として、国の動向などについて事務局から説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料5に基づき「国等の動向」について説明～

・恒吉部会長

時間があまりございませんので、この後また、じっくりご覧いただければと思います。

5. その他

①連絡事項等

- ・恒吉部会長

最後に、事務局から「連絡事項等」をお願いします。

- ・事務局

次回の部会開催については、日程調整をさせていただいたところ、8月28日(木)の午後から開催する予定です。時間については、全体会及び部会の開催についても検討した上で、正式なご案内は、文書にて行います。よろしくお願いいたします。

部会相互での情報共有という観点から、今回の資料及び議事録につきましては、教育・保育部会の委員の方にも送付いたしますので、予めご承知おきください。

- ・恒吉部会長

それでは、以上をもちまして、本日の全ての審議を終了とします。

事務局にお返しします。

6. 閉会

- ・事務局

恒吉部会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、「平成26年度 松山市子ども・子育て会議 第2回 地域子育て部会」を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

(了)